

5. 利用料

(1) 法定給付内サービス

区分	利用料
法定代理受領の場合	通所(予防)リハビリテーションにかかる介護報酬額の総額から保険負担分を引いた金額(各種加算がある場合は、加算合計後の総額)
法定代理受領でない場合	通所(予防)リハビリテーションにかかる介護報酬額の総額(各種加算がある場合は、加算合計後の総額)

① 通所リハビリテーション 基本サービス費

介護報酬単位数(1単位=10.83円)

※1割負担の場合

			単位数	円に換算	自己負担額/日	
基本単位	提供時間 9:15~16:30	要介護1	757	8,199円	820円	
		要介護2	897	9,715円	972円	
		要介護3	1,039	11,253円	1,126円	
		要介護4	1,206	13,061円	1,306円	
		要介護5	1,369	14,827円	1,483円	
	提供時間 ① 8:40~9:55 ② 10:00~11:15 ③ 13:10~14:25 ④ 14:30~15:45 ※①~④のいずれか	要介護1	366	3,964円	397円	
		要介護2	395	4,278円	428円	
		要介護3	426	4,614円	462円	
		要介護4	455	4,928円	493円	
		要介護5	487	5,275円	528円	

<通所リハビリテーション加算>

(1単位=10.83円)

※1割負担の場合

入浴介助加算(Ⅱ)	64円/回	浴室での動作及び浴室環境を評価し、福祉用具の導入等、環境整備に係る入浴計画を作成し、介助軽減に繋がるような入浴サービスを行う
短期集中リハビリテーション実施加算	120円/回	退院(所)認定より3ヵ月以内に個別にリハビリを行った場合

科学的介護推進体制加算	43円/月	利用者に係るデータ (ADL・栄養・口腔・嚥下・認知等) を厚生労働省に提出し、戻ったデータの分析結果情報から、計画や対応の改善に役立つ加算です。
リハビリテーション提供体制加算 (1日利用)	31円/回	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が常勤で、2名以上配置することで、リハビリ体制が整備されている事業所が算定できる加算です。
理学療法士等体制強化加算 (短時間)	32円/回	〃
口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ)	6円/6か月	利用開始時および利用中6ヵ月毎に口腔・栄養状態について確認を行い、利用者様の健康状態に係る情報 (医師、歯科医師、管理栄養士等への相談提言も含) を介護支援専門員に文書で情報提供し、病気の発症や再発等の予防に役立つ加算です。
栄養アセスメント加算	55円/月	利用者毎に、管理栄養士、リハビリ職員、介護職員等の職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者または家族に対し、その結果を説明し、相談などに応じて、対応していきます。
通所リハ処遇改善加算Ⅰ	1月の所定総単位数に4.7%をかけたもの	良質なサービスを提供するため職員の資質の向上、技術能力の向上にあてられます
サービス提供強化体制加算Ⅰ (Ⅰ)	24円	介護職員のうち一定以上、介護福祉士資格者がいる場合や勤務年数の長い介護福祉士の割合が高い場合
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1月の所定総単位数に2.0%をかけたもの	介護職員、その他職員の処遇改善、資質向上。人材確保にあてられます。
★新型コロナウイルス感染症に対応するためのかかり増しの経費として	1月の基本単位数に0.1%をかけたもの	令和3年4月～9月末までの間
★新型コロナウイルス感染症等の影響により平均利用者が5%以上減少した場合 (3か月間)	1月の基本単位数に3.0%をかけたもの	※該当した場合のみ

〈通所リハビリテーション減算〉

同一建物に居住する利用者についての減算	-102円
ご自身での通所およびご家族送迎についての減算	-51円/片道 2

② 介護予防通所リハビリテーション基本サービス費

介護報酬単位数(1単位=10.83円)

※1割負担の場合

介護度	単位数	基本料金	自己負担額
要支援1	2,053 単位/月	22,234 円/月	2,224円/月
要支援2	3,999 単位/月	43,310 円/月	4,331円/月

〈介護予防通所リハビリテーション加算〉

(1単位=10.83円)

※1割負担の場合

栄養アセスメント加算	55円	利用者毎に、管理栄養士、リハビリ職員、介護職員等の職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者または家族に対し、その結果を説明し、相談などに応じて、対応していきます。
運動器機能向上加算	244円	利用者ごとに運動器機能向上計画を作成、内容を定期的に評価、見直しをし、リハビリテーションを行います。
事業所評価加算	130円	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能改善サービスを受けた利用者の統計で、維持・改善率の割合が基準以上の優良として評価された事業所が算定でき、重度化防止を目的にした加算です。
科学的介護推進体制加算	43円	利用者に係るデータ(ADL・栄養・口腔・嚥下・認知等)を厚生労働省に提出し、戻ったデータの分析結果情報から、計画や対応の改善に役立てる加算です。
予防通所リハ処遇改善加算I	1月の所定総単位数に4.7%をかけたもの	良質なサービスを提供するため職員の資質の向上、技術能力の向上にあてられます
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	6円/6か月	利用開始時および利用中6ヵ月毎に栄養状態について確認を行い、利用者様の栄養状態に係る情報(医師、歯科医師、管理栄養士等への相談提言も含)を介護支援専門員に文書で情報提供し、病気の発症や再発などの予防に役立てる加算です。
サービス提供体制加算I	要支援1: 96円 要支援2: 191円	介護職員のうち一定以上、介護福祉士資格者がいる場合や勤務年数の長い介護福祉士の割合が高い場合
介護職員等特定処遇改善加算I	1月の所定総単位数に2.0%をかけたもの	介護職員、その他職員の処遇改善、資質向上。人材確保にあてられます。

※日割り計算を行う場合

1. 月途中で要介護（要支援）から要支援（要介護）に変更となった場合
2. 月途中で要支援区分が変更となった場合
3. 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
4. 同一月に介護予防特定施設入居生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用した場合
5. 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用において、月途中で登録開始、契約解除
資格取得、喪失、転入、転出、認定有効期間の開始終了等した場合

※したがって、たとえばお客様の体調不良や状態の改善又は病院への数日間の入院等により計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合であっても、利用料を日割りとして割引することはありませんのでご注意ください。

〈介護予防通所リハビリテーション減算〉

同一建物に居住する利用者についての減算	要支援 1	-408円
	要支援 2	-815円
利用を開始した日の属する月から12か月を越えた場合	要支援 1	-22円
	要支援 2	-44円

(2) 法定給付外サービス

区分	
食事の提供	一食660円
オムツの提供	当施設で用意したものをご利用いただく場合 1枚150円 ※特別な銘柄をご指定の場合、施設では対応しかねますので、あらかじめご用意ください。
日常生活に要する費用	事前に利用者又はご家族に対して説明を行い、同意して頂いた場合は実費を負担して頂きます。

6. キャンセル料

※当日利用をキャンセルした場合は、食事代は頂く予定です。前日、正午までに欠席の連絡を頂ければ、キャンセルでき、食事代は頂きません。

※無断欠席が1ヶ月以上続いた場合は、利用をお断りすることがあります。

7. 支払い方法

お支払い方法は口座引き落としになります。よろしくお願いたします。(手数料は、事業所と利用者様の折半で、口座引き落とし手数料として、95円頂きます。)